

成年後見制度については

成年後見制度推進機関に ご相談ください

成年後見制度とはどのような制度ですか？

成年後見制度は、**認知症、知的障害、精神障害**などにより、**判断能力が十分でない方々**の権利を守る援助者（以下「成年後見人等」といいます。）を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度です。



成年後見制度推進機関はどんなことをしているのですか？

都内各自治体では、成年後見制度推進機関を設置し、制度や手続きに関する相談をはじめ、親族等の成年後見人等に対する支援や、地域関係者のネットワークづくり等を行っています。

また、法人後見の受任、社会貢献型後見人（市民後見人）の養成・支援を行っているところもあります。

なお、国の「成年後見制度利用促進基本計画」における中核機関の機能を担っているところもあります。



ご相談は無料です

成年後見制度
（法定後見制度・任意後見制度）
について知りたい

申立ての手続方法が
わからない

成年後見人になってくれる
人を探している

家庭裁判所への報告書の
作り方を知りたい

社会貢献型後見人（市民後見人）
になりたい



【参考】成年後見制度の支援内容（例）

日常生活に関すること	年金の受領
	預金通帳や銀行印の保管
	福祉サービスの利用契約
療養看護に関すること	病院入院契約
	施設の入退所契約
	施設での生活の見守り
重要な財産に関すること	不動産の処分
	遺産分割
	消費者被害の取り消し

※ この他に、区市町村では、身近に頼れる親族がいない方等のために区市町村長が申立てを行うところや、申立経費や後見報酬が支払えない方のための助成などを行っているところもあります。



あなたの権利と財産を守ります
成年後見制度を考えてみませんか？

九都府市（埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は認知症の人などの権利を擁護するために成年後見制度の利用を促進します。

九都府市共通成年後見制度利用促進ロゴマーク

**成年後見制度の利用に関するご相談は、お住まいの自治体の
成年後見制度推進機関でお受けします。（連絡先は裏面参照）**



東京都福祉局

